

## 横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付要綱

制 定 平成20年8月15日健企第370号（副市長決裁）  
最近改正 令和5年4月3日健地包第702号（健康福祉局長決裁）

### （趣旨及び目的）

- 第1条 この要綱は、横浜市介護予防交流拠点整備事業（以下「本事業」という。）の実施および本事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本事業は、介護予防や、健康の維持増進、閉じこもりを防止することを目的に高齢者が集うサロン等の整備を支援し、介護予防・生活支援につながる活動の推進を図ることを目的とする。
  - 3 補助金の交付については、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）、地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金実施要領（以下「県実施要領」という。）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### （用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
    - (1) 市町村計画 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画をいう。
    - (2) 介護予防交流拠点 県要綱に規定する介護予防拠点をいう。
    - (3) 創設・改修 県実施要領に規定する創設・改修をいう。

### （補助事業の範囲及び事業主体）

- 第3条 本事業の対象となる事業は、本市が策定する市町村計画に位置付けられる介護施設等の整備に関する事業であって、県要綱で定める補助金の交付対象となるものとする。
- 2 本事業の補助対象となる事業主体は、横浜市内に事業所・事務所を設置する法人格を有する特定非営利活動法人、社会福祉法人及び株式会社等（事業開始までに法人格を取得する見込みのある団体を含む。）であって、横浜市介護予防交流拠点整備事業整備計画選考要領（平成27年2月1日健福第961号）に定める選考手続きにより選考された事業計画を実施する事業者とする。
  - 3 本事業の補助整備区分は、県実施要領に基づく創設及び改修に基づくものとし、既存施設の老朽化に伴う改修等は認められないものとする。
  - 4 第2項の事業主体には、複数の法人による連合体を含むものとする。
  - 5 補助事業の範囲には、土地所有者（オーナー）が、第2項又は前項に定める事業主体に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。
  - 6 第1項から第5項で定めるもののほか、次の各号全てに該当すること。
    - (1) 過去に本事業に係る補助金の交付対象となったが、整備が完了しなかった事業でないこと。
    - (2) 「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」等の関連法規及び「街づくり協議地区における協議内容」等を遵守した整備計画であること。
    - (3) 整備対象の建築物が、次のアからウに掲げる要件のいずれかに該当し、耐震性が確保された建築物であること。ただし、市長が特段の理由があると認める場合は、この限りではない。
      - ア 昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得した建築物であること（検査済証と同等の建築関係法令適合状況を証明できる場合を含む）。
      - イ 平成18年国土交通省告示第184号別添の規定に基づき建築物の耐震性を判定（以下、「耐震診断」という。）し、耐震性が確保されていると判定されていること。
      - ウ 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された建築物に対し、判定した際に用いた診断法に基づき、耐震性が確保されていると判定されるよう改修計画を策定し、当該改修計画に基づき耐震改修工事を行い、耐震性を確保していること。
  - 7 次の各号に掲げる団体は、前項までの規定に関わらず本事業の対象としない。
    - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
    - (2) 代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

#### (補助対象経費)

第4条 本事業の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第2項に規定する事業主体が第1条第2項に掲げる事業目的の達成のため行う拠点等の整備に係る、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 工事費又は工事請負費（門、柵、塀などの外溝工事に要する費用を除く。）
  - (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等の事務費であって、前号の工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額以内の額とする。）
- 2 前項の補助対象経費には、別の負担・補助金等において別途補助対象とする費用を除き、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含むものとする。

#### (補助金の額)

第5条 1事業所あたりの補助金額は、補助対象経費と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した実支出額を比較して少ない額とし、8,910千円を上限とする。なお、補助金額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 県要綱別表1の1(1)の事業対象施設と合築・併設する場合は、前項の「8,910千円」を「9,355千円」と読み替える。

#### (交付の申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

#### (交付の条件)

第7条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者等は、公募時に提出した事業計画にしたがって事業を実施すること。
- (2) 補助事業者等は、原則として事業開始の日から起算して10年を経過する日まで、当該事業を継続実施すること。
- (3) 補助事業者等は、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）及び横浜市介護予防交流拠点整備変更等承認書（第7号様式）に付する条件を遵守すること。
- (4) 補助事業者等は、消防法で定める消防用設備等の設置基準を遵守すること。
- (5) 補助事業者等は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、県及び市の負担又は補助を受けてはならないこと。

#### (交付決定通知)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により行うものとする。

#### (申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

#### (状況報告)

第10条 補助事業者等は、工事等に着手したときは、横浜市介護予防交流拠点整備着手届出書（第3号様式）を用いて、すみやかに市長に届け出なければならない。

- 2 補助事業者等は、工事等が完了したときは、横浜市介護予防交流拠点整備完了届出書（第4号様式）を用いて、すみやかに市長に届け出なければならない。

#### (事業の変更等)

第11条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項に定める事業の変更の承認申請を行うときは、横

浜市介護予防交流拠点整備変更承認申請書（第5号様式）を用いなければならない。

- 2 補助金規則第7条第1号の規定により、市長が定める軽微な変更は、当該拠点の機能を著しく変更しない程度の変更とする。
- 3 補助事業者等は、補助金規則第7条第2号に定める事業の中止又は廃止の承認申請を行うときは、横浜市介護予防交流拠点整備中止・廃止承認申請書（第6号様式）を用いなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第3項による申請を承認することを決定したときは、横浜市介護予防交流拠点整備変更等承認書（第7号様式）により、補助事業者等に通知する。

#### （実績報告）

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は横浜市介護予防交流拠点整備実績報告書（第8号様式）とする。

- 2 補助金規則第14条第1項第4号に規定する当該入札の結果が分かる書類は、入札願末書（第8号様式の2）とする。
- 3 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収証等は、補助対象経費に係るすべての領収書等とする。ただし、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、同条第4項の規定により省略できるものとする。

#### （補助金額の確定通知）

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

#### （補助金交付時期の例外）

第14条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

#### （補助金交付の請求）

第15条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付請求書（第10号様式）により行わなければならない。

#### （補助金の支出及び支出報告）

第16条 補助事業者等は、事業費を工事請負業者等に支払ったときは、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金支出報告書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

#### （補助金交付決定の取消等）

第17条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者等に求める。ただし、自然災害等、補助事業者等の責によらない事由により、事業継続が困難になった場合は、補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者等に求めないことができる。

- (1) この要綱及び補助金規則に従って補助事業等が行われないうとき。
- (2) 補助事業等の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (3) 補助事業等を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けたとき。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 交付の決定を受けた者が、第3条第7項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) 第7条各号の条件に違反したとき。

#### （財産処分の制限等）

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に掲げる処分制限期間とする。
- 3 前項に掲げる処分制限期間に該当する区分のない財産にあっては、それに類似する財産の処分制限期間とする。
- 4 補助事業者等は、補助金規則第25条の規定による市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長からの指示により、その収入の全部又は一部を市長へ納付するものとする。

#### （消費税等に係る仕入控除税額の報告）

- 第19条 補助事業者等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（第12号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。
- 2 補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部等（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。
  - 3 前二項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （関係書類の管理保管）

第20条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

#### （その他）

- 第21条 本事業の実施に関しては、横浜市社会福祉法人施設審査会要綱の規定は適用しない。
- 2 市長は、必要に応じ事業計画の応募者、申請者又は第8条の交付の決定を受けた者が、第3条第7項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

#### （委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、令和元年6月4日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和元年10月31日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和2年10月9日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月12日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和3年12月3日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式（第6条第2項）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付申請書

年度の横浜市介護予防交流拠点整備費補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付要綱を遵守します。

拠点等の名称（仮称）：

設置（予定）地： 横浜市 区

1 補助事業の内容

事業概要（第1号様式別紙1）のとおり

2 補助金の経費配分及び使用方法

収支予算書（補助金配分計画書）（第1号様式別紙2）のとおり

3 拠点に関する事業計画

事業計画書（第1号様式別紙3）のとおり

4 補助金申請額及びその算出基礎

円

補助金申請額調（第1号様式別紙4）及び補助対象経費内訳（第1号様式別紙5）のとおり

5 補助金の支払方法及びその理由

6 添付資料

- 直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
- 案内図（縮尺「1:10,000」程度のもの；設置（予定）地が中心となるようにしてください。）
- 図面（配置図、平面図）
- 土地売買契約書または土地賃貸契約書
- 建物売買契約書または建物賃貸借契約書
- 工事工程表（様式自由。拠点整備に必要な工事がある場合。工事種別ごとに表してください。）
- 工事請負契約書又は見積書

（担当者）

氏名

（連絡先）

〒

電話

メール

## 事業概要

### 1 拠点設置・運営（予定）法人

フリガナ		代表者	職名	
法人名			氏名	
設立年月	既設法人 年 月 設立	新設法人	年 月 設立予定	
法人所在地	(〒 - ) 住所：			
電話	- -	FAX	- -	

注) 法人代表者及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1-2）を必ず添付してください。

### 2 拠点概要

名称 (仮称)	
設置場所	横浜市 区
主な機能	
合築・併設 施設等	

### 3 土地

敷地面積		m <sup>2</sup>	容積率/建ぺい率	
用途地域				
権利形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 今後取得予定 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 借地 (契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日)			

### 4 建物

建築面積		m <sup>2</sup>	構造	造 階建の 階
延床面積	建物全体 m <sup>2</sup> (うち拠点 m <sup>2</sup> )			
権利形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 今後取得予定 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 借家 (契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日)			

5 拠点開設予定期日                      年 月 日

6 補助事業完了予定期日                年 月 日



収支予算書 (補助金配分計画書)

法人名   
 拠点名

年  月  日 ~  年  月  日

1 収入見込 (単位：千円)

内容	単価 (円)	数量	収入見込	備考
合計			0	

2 支出見込 (単位：千円)

内容	単価 (円)	数量	支出見込	うち補助金を充当する金額
人件費				
	人件費計			0
拠点経費等				
	拠点経費等計			0
合計			0	0

※記入欄が足りない場合は適宜追加してください。

3 年間収支見込 (単位：千円)

収入見込	0
支出見込	0
収支差額	0

### 事業計画書

法人名

拠点名

1 事業開始（予定）日  
年 月 日

2 月平均利用者数  
0 人

3 月別状況一覧表

	年月													合計	月平均
利用者見込数														0	0
職員見込数														0	0

補助金申請額調

法人名

拠点名

区分		金額		備考
	拠点整備費補助上限額		千円	
A	補助対象経費		千円	金額は、「補助対象経費内訳」(別紙5)と一致させてください
B	実支出額 (a - b)		千円	
(内訳)	a	拠点整備関係総事業費	千円	
	b	拠点整備に関する 寄附金その他の 収入予定額	千円	
C	補助金申請額 (A、Bを比較し少ない 額)		千円	

(注) 金額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

各欄に記入すべき額について

- 補助上限額一覧

介護予防交流拠点	8,910 千円
県要綱別表1の1(1)の事業対象施設と合築・併設する場合	9,355 千円

- 総事業費の欄には、事業所建設に要した費用の総額を記入してください。
- 補助対象経費の欄には、総事業費のうち、介護予防交流拠点に要する金額を記入してください。
- 寄附金その他の収入予定額の欄には、補助事業のためになされた寄附金(ただし、社会福祉法人等営利を目的としない法人に対してなされた寄附金は含めない)又は出資金がある場合に記入してください。
- 補助金申請額には、①補助上限額、②補助対象経費、③総事業費から寄附金その他の収入予定額を引いた額をそれぞれ比較し、このうち最も少ない額を記入してください。

補助対象経費内訳

法人名  
拠点名

区分	工事内容・品目等	数量	金額(円)	備考
補助 対象 経 費				
	合計(円)	/		

(注) 補助対象経費は、積算根拠となる施工契約書又は見積内訳等を添付してください。

様

横浜市 長

㊟

### 横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付決定通知書をもって確定します。

#### 1 交付決定の内容

(1) 補助事業の内容及び目的

介護予防交流拠点の整備

(2) 事業の概要

事業所の名称

事業所の所在地

横浜市 区

(3) 交付予定金額

内訳

ア 介護予防交流拠点整備事業

イ その他関連事業

(4) 交付の時期及び方法

#### 2 交付の条件

- (1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の達成後、速やかに当該事業の目的に沿って拠点運営を開始すること。
- (5) 拠点運営開始後においては、当該事業の適正な運営を継続的に展開すること。
- (6) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めます。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 当該事業の継続が不可能となったとき。

オ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

裏面あり

(A 4)

- (7) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けることはできません。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金は除きます。
- (8) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。
- (9) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。ただし、厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過した場合はこの限りではありません。
- (10) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- (11) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付要綱の定めに従うこと。(補助事業者等が社会福祉法人の場合は、社会福祉法第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付要綱の定めに従うこと。)

### 3 留意事項

- (1) 消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、横浜市介護予防交流拠点整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（第 12 号様式）により報告をすること。  
また、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は県に返還することとなります。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を 5 年間保管しなければなりません。  
また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に帳簿及び証拠書類を引継がなければなりません。
- (3) この補助金に係る実績報告は、実績報告書に必要な書類を添えて、市長が指定した期日までに提出しなければなりません。
- (4) 市長の承認を得て、処分したことにより収入があったときには、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。
- (5) この補助金は、事業実績報告書に基づき、額の確定の後交付します。

※この様式は、市長が指定した項目について、適宜追加して使用することができるものとする。

年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

### 横浜市介護予防交流拠点整備着手届出書

標記について、関係書類を添付して報告します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点の名称

\_\_\_\_\_

3 拠点の設置場所

\_\_\_\_\_  
横浜市 \_\_\_\_\_ 区

4 拠点整備工程表（別紙1）

5 添付書類

- (1) 現況写真
- (2) 工事工程表
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 工事請負契約事業者決定報告書
- (5) 入札立会報告書の写し
- (6) 配置技術者・現場代理人届出書の写し

第3号様式別紙1

拠点整備工程表

工事種別	年							
	月	月	月	月	月	月	月	月
入札・契約								
改修工事								
A工事								
B工事								
C工事								
…								
○○○ 購入								
…								
…								
…								
…								
竣工								

工事種別ごとに、その予定を実線で示してください。

なお、工事種別ごとに工程を把握できる資料であれば、これに代えて添付していただいても構いません。

（届出先）

横 浜 市 長

（届出者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

### 横浜市介護予防交流拠点整備完了届出書

標記について、関係書類を添付して届け出ます。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点の名称

\_\_\_\_\_

3 拠点の設置場所

\_\_\_\_\_  
横浜市 区

4 補助事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 現況写真

(2) 完成図面

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

### 横浜市介護予防交流拠点整備変更承認申請書

補助事業の内容等について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点の名称（仮称）

\_\_\_\_\_

3 拠点の設置場所

\_\_\_\_\_ 横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

4 変更内容

5 変更理由

年 月 日

（申請先）  
横 浜 市 長

（申請者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者氏名

### 横浜市介護予防交流拠点整備中止・廃止承認申請書

補助事業を中止・廃止したいので、申請します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点の名称（仮称）

\_\_\_\_\_

3 拠点の設置場所

横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

4 事業中止・廃止の理由

法人名称  
代表者氏名

横 浜 市 長

Ⓜ

### 横浜市介護予防交流拠点整備変更等承認書

年 月 日付で申請のありました  
決定しましたので通知します。

承認申請について、次のとおり

1 拠点の名称（仮称）

---

2 承認の内容

---

---

年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

### 横浜市介護予防交流拠点整備実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定された横浜市介護予防交流拠点整備費補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

\_\_\_\_\_円

内訳

(1) 介護予防交流拠点整備事業に要した経費 \_\_\_\_\_円

(2) その他 \_\_\_\_\_円

2 添付書類

(1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書（第1号様式別紙5）

(2) 補助事業等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書

(3) 資産及び負債に関する事項を記載した書類

(4) 補助対象経費についての実績報告時に徴収しているすべての契約書（内訳書含む）、請求書及び領収書等の写し

(5) 建築基準法第7条第5項による検査済証の写（完了検査を要しない場合は竣工写真）

年 月 日

(報告先)

横 浜 市 長

(報告者)

法人所在地

法人名称

代表者氏名

### 入 札 顛 末 書

横浜市介護予防交流拠点整備に関し、次のとおり入札を実施しました。

拠 点 名 及 び 所 在 地			
入札実施 日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 午前・午後 時 分		
入札実施 場 所	市 区  において		
入 札 顛 末			
整理番号	業 者 名	入札金額	落札結果
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	

(注) 「入札顛末」の「落札結果」欄には、落札した業者に「落札」と表示してください。

第 号  
年 月 日

法人名称  
代表者氏名

横 浜 市 長

㊟

### 横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付確定通知書

年 月 日 第 号により、交付を決定した横浜市介護予防交流拠点整備費補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

内 訳

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 介護予防交流拠点整備事業 | _____ 円 |
| (2) その他          | _____ 円 |

(請求先)  
横浜市 長

(請求者)  
法人所在地  
法人名称  
代表者氏名

横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付請求書

年 月 日 第 号により確定通知を受けた横浜市介護予防交流拠点整備費補助金について、次のとおり請求します。

補助金確定通知書番号	年 月 日 第 号	
補助金請求額	¥ , , . -	
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

(留意事項)  
請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

年 月 日

（報告先）  
横 浜 市 長

（報告者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者氏名

### 横浜市介護予防交流拠点整備費補助金支出報告書

年 月 日 第 号により交付決定通知のあった横浜市介護予防交流拠点整備費補助事業について、次のとおり支出したことを、関係書類を添えて報告します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 拠点の名称

\_\_\_\_\_

3 拠点の設置場所

横浜市 区 \_\_\_\_\_

4 支出の相手方及び支出金額

（1）介護予防交流拠点整備事業関係

支出先： \_\_\_\_\_

支出金額：実支出額 \_\_\_\_\_ 円（うち補助金支出額 \_\_\_\_\_ 円）

（2）その他関係

（支出先が複数社ある場合は全ての支出先を記入）

支出先： \_\_\_\_\_

支出金額：実支出額 \_\_\_\_\_ 円（うち補助金支出額 \_\_\_\_\_ 円）

5 添付書類

補助対象経費についてのすべての契約書（内訳書含む）、請求書及び領収書等の写し

(報告先)

横 浜 市 長

(報告者)

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

横浜市介護予防交流拠点整備費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた横浜市介護予防交流拠点整備費補助金  
に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税等の申告の有無 (どちらかを選択) 有 ・ 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

添付資料 (4を記入した場合に限り添付すること)

積算内訳書

消費税等の確定申告書 (控) の写し

付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し